

# 令和7年度岐南町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項により定めるものとする。

## 1. 基本事項

事業年度 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）  
 計画処理区域 岐南町全域

## 2. 処理計画

### (1) 一般廃棄物の排出量及び処理主体

区 分	排出量 t/年	収集運搬			処理・処分	
		主 体	主 体	方 法		
生活系ごみ	4,980					
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,597	町(委託)	町(委託)	焼却、埋め立て、資源化、メタンガス発酵	
	燃える大型ごみ	382	町(委託)	町(委託)	選別、破碎、焼却、埋め立て(一部資源化)	
	不燃ごみ	168	町(委託)	町(委託)	選別、再資源化埋め立て	
リサイクル資源	833	町(委託)	町(委託)	再資源化		
事業系ごみ	4,574					
可燃ごみ	3,368	許可業者自己搬入	町(委託)	焼却、埋め立て(一部資源化)		
燃える大型ごみ	254	許可業者	町(委託)	選別、破碎、焼却、埋め立て(一部資源化)		
笠松の競馬場から発生する馬ふん	865	自己搬入	町(委託)	堆肥化、埋め立て		
不燃ごみ	87	許可業者	町(委託)	選別、再資源化埋め立て		
し尿	275kℓ	許可業者	岐阜羽島衛生施設組合	処理施設で処分		
浄化槽汚泥	3,632kℓ	許可業者	岐阜羽島衛生施設組合	処理施設で処分		

(2)一般廃棄物(ごみ)の収集・運搬計画

1) 収集形態・収集回数

区 分	収集方法	収集回数 (町全体)	収 集 方 法													
可 燃 ご み	ステーシ ョン方式	年206回	町内を南北縦断する国道で東西2地区に分け、 それぞれ週2回収集する。 (週2回×2地区×52週-年始2回=206回)													
燃える大型ごみ	ステーシ ョン方式	年54回	町内を9地区に分け、隔月で収集する。 (9地区×年6回=54回)													
不 燃 ご み	ステーシ ョン方式	年108回	町内を9地区に分け、「金属類」と「ガラス・ 瓦礫類」をそれぞれ隔月で収集する。 (9地区×年6回+9地区×年6回=108回)													
資 源 ご み	ステーシ ョン方式	年252回	町内を3地区(小学校区)に分け「缶類・ビン 類・ペットボトル・トレイ、発泡スチロール」と「紙 製容器包装類・古紙・古着類・雑がみ」をそれぞれ 月1回収集し、プラスチック製容器包装類は月2回 収集する。(3地区×12月+3地区×12月+ 3地区×2回×12月=144回) 緑ごみは、町内を9地区に分け毎月収集する。 (9地区×12月=108回)													
	拠点回収 方式	年256回	水曜日、土曜日及び年末年始を除く毎日、午前10 時～午後3時に拠点回収所「エコ・ステーション」 を開設する。  回収品目 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・缶類</td> <td>・プラ製容器包装</td> </tr> <tr> <td>・ビン類</td> <td>・繊維類</td> </tr> <tr> <td>・紙類</td> <td>・蛍光管</td> </tr> <tr> <td>・紙製容器包装、</td> <td>・乾電池</td> </tr> <tr> <td>・ペットボトル</td> <td>・小型家電</td> </tr> <tr> <td>・トレイ、</td> <td>・エコキャップ</td> </tr> <tr> <td>発泡スチロール</td> <td>・廃食用油</td> </tr> </table> ※携帯電話、デジタルカメラ、携帯ゲーム機は岐南 町役場でも回収する。	・缶類	・プラ製容器包装	・ビン類	・繊維類	・紙類	・蛍光管	・紙製容器包装、	・乾電池	・ペットボトル	・小型家電	・トレイ、	・エコキャップ	発泡スチロール
・缶類	・プラ製容器包装															
・ビン類	・繊維類															
・紙類	・蛍光管															
・紙製容器包装、	・乾電池															
・ペットボトル	・小型家電															
・トレイ、	・エコキャップ															
発泡スチロール	・廃食用油															

2) 町で収集しないもの

項 目	収集運搬及び処分先		
危険なごみ	LPGボンベ、消火器、オイル、ペンキ、劇薬・農薬、自動車用バッテリー等 →販売店や施工業者等で引き取り処理		
適正処理困難物	タイヤ、畳、ピアノ、金庫、オートバイ、太陽光パネル、焼却灰等 →販売店や施工業者等で引き取り処理		
事業活動に伴うごみ 〔笠松競馬場の馬ふんを含む〕	事業所（事務所・商店・飲食店・工場等）から出るごみ。 →事業者の責任において処理するものであるため、町の許可を受けたうえで、ごみ積替施設に直接搬入（処理手数料110円/10kg）するか、町の許可業者（株高島衛生）で引き取り処理		
一時多量ごみ	引っ越しや改築などにより一時的に排出される多量ごみ →請負業者または町の許可業者（株高島衛生）へ依頼して処理		
在宅医療廃棄物	注射器やカテーテルなどの感染性を有した鋭利なもの →医師会や薬剤師会等と調整して処理 ※感染性を有した鋭利でないもの（血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等） →可燃ごみとして町が処理		
家電リサイクル法の対象となる家電製品	<p>特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる下記の4品目は、法律によりリサイクルすることが定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）</li> <li>・エアコン（室外機を含む）</li> <li>・洗濯機、衣類乾燥機</li> <li>・冷蔵庫・冷温庫、冷凍庫</li> </ul> <p>〔処理方法〕</p>		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">同品目の新しい製品に買い替える場合</td> <td>新しい製品を購入するお店に引取りを依頼</td> </tr> </table>	同品目の新しい製品に買い替える場合	新しい製品を購入するお店に引取りを依頼
	同品目の新しい製品に買い替える場合	新しい製品を購入するお店に引取りを依頼	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">廃棄する場合</td> <td>その商品を購入したお店に引取りを依頼</td> </tr> </table>	廃棄する場合	その商品を購入したお店に引取りを依頼
	廃棄する場合	その商品を購入したお店に引取りを依頼	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">自ら持込む場合</td> <td>                     郵便局で家電リサイクル券を購入し、下記など最寄りの事業所へ直接持ち込み                       ・伊勢志摩陸運有) 岐阜営業所                      岐南町伏屋 3-224                      電話 058-214-2206                       ・西濃運輸(株) 六条倉庫                      岐阜市六条大溝 1-10                      電話 058-272-0155                 </td> </tr> </table>	自ら持込む場合	郵便局で家電リサイクル券を購入し、下記など最寄りの事業所へ直接持ち込み  ・伊勢志摩陸運有) 岐阜営業所 岐南町伏屋 3-224 電話 058-214-2206  ・西濃運輸(株) 六条倉庫 岐阜市六条大溝 1-10 電話 058-272-0155	
自ら持込む場合	郵便局で家電リサイクル券を購入し、下記など最寄りの事業所へ直接持ち込み  ・伊勢志摩陸運有) 岐阜営業所 岐南町伏屋 3-224 電話 058-214-2206  ・西濃運輸(株) 六条倉庫 岐阜市六条大溝 1-10 電話 058-272-0155		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">処理・運搬を依頼する場合</td> <td>町の許可業者に依頼</td> </tr> </table>	処理・運搬を依頼する場合	町の許可業者に依頼	
処理・運搬を依頼する場合	町の許可業者に依頼		
パソコン	法律によりパソコンメーカーが回収 ・デスクトップパソコン（キーボード、マウス含む） ・ノートパソコン ・ディスプレイ（ブラウン管、液晶）		

(3) 一般廃棄物の処理計画

1) 家庭系一般廃棄物等(ステーション方式)

廃棄物の種類		廃棄物の量	収集回数	収集運搬及び処分先	
可燃ごみ	可燃ごみ	3,597t	週2回	(株)高島衛生、三重中央開発(株) イー・ステージ(株)	
	燃える大型ごみ	382t	隔月	(株)高島衛生、三重中央開発(株) イー・ステージ(株)	
不燃ごみ	金属類	115t	隔月	(株)高島衛生、(株)金田商会	
	ガラス	15t	隔月	(株)高島衛生、三重中央開発(株)	
	ガレキ	38t	隔月	(株)高島衛生、三重中央開発(株)	
リ サ イ ク ル 資 源	缶 類	スチール缶	6t	月1回	(株)高島衛商店、(株)金田商会
		アルミ缶	5t	月1回	(株)高島衛生、(株)梅田商店
	ビン 類	無色	30t	月1回	(株)高島衛生、丸硝(株)
		茶色	32t	月1回	
		その他	13t	月1回	
	紙 類	飲料用紙製容器	2t	月1回	(株)FUJIGAMI
		段ボール	15t	月1回	
		新聞紙	41t	月1回	
		雑誌	20t	月1回	
		雑がみ	5t	月1回	
	紙製容器包装類	9t	月1回	(株)FUJIGAMI	
	ペットボトル	10t	月1回	(株)高島衛生、(公財)日本容器包装リサイクル協会	
	トレイ・発泡スチロール	1t	月1回	(株)高島衛生、(株)パナ・ケミカル	
	プラ製容器包装	33t	月2回	(株)高島衛生、(公財)日本容器包装リサイクル協会	
	繊維類	13t	月1回	(株)FUJIGAMI	
蛍光管	1t	隔月	(株)高島衛生、イー・ステージ(株) (株)南都興産 (株)ジェイテックシステム		
乾電池	3t	隔月	(株)高島衛生、イー・ステージ(株) (株)南都興産 (株)ジェイテックシステム		
緑ごみ	328t	月1回	(株)高島衛生、濃尾第一生コン(株)		

不燃ごみ計 (168t)  
リサイクル計 (567t)

## 2) 拠点回収方式 (エコ・ステーション)

廃棄物の種類		廃棄物の量	処 分 先	
リ サ イ ク ル 資 源	缶 類	スチール	8t (株)金田商会	
		アルミ	8t (株)梅田商店	
	ビン 類	無 色	20t	丸硝(株)
		茶 色	13t	
		そ の 他	9t	
	紙 類	飲料用紙製容器	4t	(株)FUJIGAMI
		段ボール	34t	
		新聞紙	45t	
		雑 誌	25t	
		雑がみ	10t	
	紙製容器包装	12t	(株)FUJIGAMI	
	ペットボトル	23t	(公財)日本容器包装リサイクル協会	
	トレイ・発泡スチロール	2t	(株)パナ・ケミカル	
	プラ製容器包装類	34t	(公財)日本容器包装リサイクル協会	
	織 維 類	14t	(株)FUJIGAMI	
蛍 光 管	1t	イー・ステージ(株)、(株)南都興産		
乾 電 池	2t	イー・ステージ(株)、(株)南都興産		
小 型 家 電	0.1t	(株)アビズ、三重中央開発(株)		
エコキャップ	1.2t	(有)海津化学ゴム		
廃 食 用 油	0.5t	(株)レポインターナショナル		

リサイクル計 (265.8t)

## 3) 事業系一般廃棄物等

廃棄物の種類	廃棄物の量	収集運搬及び処分先	処分方法
可 燃 ご み	3,368t	(株)高島衛生、三重中央開発(株) イー・ステージ(株)	焼却、埋め立て (一部 資源化)
燃える大型ごみ	254t	(株)高島衛生、三重中央開発(株) イー・ステージ(株)	焼却、埋め立て (一部 資源化)
笠松競馬場から 発生する馬ふん	865t	(株)高島衛生、三重中央開発(株) 大栄環境(株)	堆肥化、埋め立て
不燃ごみ	87t	(株)高島衛生、三重中央開発(株)	選別、破碎、埋め立て

合計 (4,574t)

#### 4) 中間処理・最終処分概要

区 分	施 設 概 要	
中 間 処 理	名 称 所 在 地 施 設 名 施設所在地 施設概要	三重中央開発(株) 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地 三重中央開発(株) 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地 ロータリーキルン・ストーカー炉 604t/日
	名 称 所 在 地 施 設 名 施設所在地 施設概要	イー・ステージ(株) 長野県小諸市大字平原309番地1 イー・ステージ(株) 長野県佐久市大字小田井字長野原500番地 ロータリーキルン・ストーカー炉 110t/日
最 終 処 分 (埋立処分又は再資源化)	名 称 所 在 地 施 設 名 施設所在地 施設概要	三重中央開発(株) 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地 三重中央開発(株) 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地 残余能力 6,600,000m <sup>3</sup>
	名 称 所 在 地 施 設 名 施設所在地 施設概要	大栄環境(株) 大阪府和泉市テクノステージ2丁目3番28号 大栄環境(株) 三重県伊賀市治田字北福澤3693番地14 堆肥化施設 92t/日(24時間) メタン発酵施設 320t/日(24時間)
	名 称 所 在 地 施 設 名 施設所在地 施設概要	ツネイシカムテックス(株) 広島県福山市箕沖町107番地5 ツネイシカムテックス(株)埼玉工場 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1 ロータリーキルン 316t/日(2系列)
	名 称 所 在 地 施 設 名 施設所在地 施設概要	(株)南都興産 奈良県御所市蛇穴406番地1 (株)南都興産 奈良県御所市重坂329番地 埋立地面積 2,697,524m <sup>2</sup>

#### 5) 減量化・再資源化計画

##### ア) 事業系可燃ごみの有料化

事業系可燃ごみに対して10キログラムまでごとに110円を処理手数料として徴収することにより、ごみの排出を抑制する。

##### イ) 生ごみ堆肥化装置等への助成金交付事業

自家処理や堆肥化を促進し、ごみの減量を推進するため、生ごみ堆肥化装置、生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機、剪定ごみ粉碎機及びダンボールコンポストの購入者に助成金を支給する。

〔助成金額等〕

種 類	助 成 金 (限 度 額)	備 考
生ごみ堆肥化装置	購入金額の 1/2 ( 4,000 円)	7年間で2基
生ごみ処理容器	購入金額の 1/2 ( 2,000 円)	3年間で2基
電動生ごみ処理機	購入金額の 1/2 ( 30,000 円)	5年間で1基
剪定ごみ粉碎機	購入金額の 1/2 ( 30,000 円)	5年間で1基
ダンボールコンポスト	購入金額の 1/2 ( 1,000 円)	1年間で6基

ウ) ごみ収集計画表、分別早見表の配布

年間を通して計画的にごみの分別収集を実施するため、「ごみ収集計画表」及び「分別早見表」を作成し、町内の世帯や集合住宅の所有者・管理者等に配布する。

エ) エコ・ステーションの開設

町内に資源の分別回収拠点を設け、紙・古着類など、再生利用できる資源を回収し、再資源化を図ることでごみ減量を推進する。

オ) 環境学習の推進

町内の小学4年生児童を対象にごみの減量とリサイクル推進の出張授業を行う。

カ) 「清掃の日」における環境美化運動

環境保全と快適で住みよい町をつくるため、奇数月の第三日曜日を「清掃の日」と定め、環境美化活動への取り組みを推進する。

キ) 環境美化監視員制度

各自治会に環境美化監視員を置き、ごみ集積場における監視や分別指導を行うことで、ごみの減量化を図る。

ク) 廃棄物処理対策協議会の開催

廃棄物処理の合理的かつ能率的な運営及び推進を図るため、必要に応じて廃棄物処理対策協議会を開催する。

(4) し尿等の処理計画

1) 生活排水の処理計画

し尿等の生活排水は、下水道供用開始区域においては公共下水道へ、区域外では合併浄化槽により処理することを基本とする。

区 分		計 画 処 理 人 口	備 考
非 水 洗 化		205人	
浄化槽	合 併	1,791人	
	単 独	2,285人	
公 共 下 水 道		21,911人	整備面積 717.1ha
合 計		26,192人	

R5.4.1現在

2) し尿・汚泥の処理計画

ア) 収集運搬等の予定量、回数、方法など

種 類	収集運搬及び搬入予定量	収集運搬及び搬入業者	収集回数	収集方法
し 尿	270 kl /年	松 南 (株)	月 1 回	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	3,600 kl /年		年 1 回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による戸別方式

イ) 搬入される廃棄物の量

業者	項目	R7年度 計画発生量		収集回数		
		基 数	発生量(kl)	基 数	実績量(ki)	清掃率
松南(株)	し尿	117	270	245	283.14	—
	単独	818	3,600	906	3,637.68	98.9%
	小型合併	381		393		
	大型	36		40		

ウ) 収集運搬及び搬入する車両

収集運搬及び搬入業者	種 別	規 格	保有車両台数
松 南 (株)	バキューム車	2.0t車	1台
		3.0t車	2台
		4.0t車	4台

工) 処理施設の概要

管 理 主 体	岐阜羽島衛生施設組合
施 設 名 称	岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設
所 在 地	岐阜市境川5丁目147番地
施設整備年度	昭和54年度～昭和55年度
供用開始日	昭和56年度
処 理 規 模	100kl／日
処 理 方 式	改造型脱窒素処理
放 流 先	境川